

◆◆◆—————2025.9.18—————

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1342

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第124回 R7.9.8）
一人員配置基準の緩和で過疎地に特別ルール 厚生労働省案
介護体制維持へ既存の特例を拡張
 2. 最近の介護保険最新情報
-

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第124回 R7.9.8）—————◆

- 一人員配置基準の緩和で過疎地に特別ルール 厚生労働省案
介護体制維持へ既存の特例を拡張

【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省は8日、2027年度の介護保険制度の改正に向けた議論を重ねている審議会（社会保障審議会・介護保険部会）を開き、施策の肉付けを進める具体的な協議を開始しました。

介護ニーズの縮小や一層深刻な人手不足などに直面する中山間・人口減少地域で、必要な介護サービスの提供体制をどう維持していくべきか。これが今回のメインテーマとなりました。

厚生労働省は中山間・人口減少地域に限った特別ルールを新たに設けることを提案。現行の「特例介護サービス」の枠組みを拡張し、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和などを実施してはどうかとしました。

事業所・施設の人員配置基準を弾力化することで、関係者の相互連携や人材の有効活用、体制の合理化などにつなげる狙いがあります。

現行の「特例介護サービス」には大きく2つの類型があります。

1つは「基準該当サービス」。国が定める人員配置基準などを満たしていなくても、都道府県が条例で定める基準を満たしていれば保険給付の対象にできる仕組みです。

もう1つは「離島等相当サービス」。離島や過疎地、豪雪地、辺地など国が定める地域に限り、国の基準を満たさないサービスの保険給付も市町村の判断で認めるものです。

いずれも中山間・人口減少地域で既に運用されており、通常の指定サービスと比べて柔軟性が高くなっています。自治体が地域の実情を踏まえ、人員配置基準などを独自に定められる点が特徴です。

◆ 詳細な制度設計はこれから

厚生労働省は今回、こうした「特例介護サービス」を拡張して有効に活用してもらうことにより、中山間・人口減少地域で人員配置基準の緩和などを実現できるようする案を提示しました。

これは居宅サービスだけでなく、施設サービスにも適用する考えです。制度の詳細はこれから詰めていく運びです。厚生労働省の関係者は会合後、緩和した人員配置基準を実際に定める主体やプロセスなどについて、「そこも今後の重要な検討課題」と説明しました。

こうした特別ルールを適用する対象地域も明確に定める方針です。厚生労働省は既存の「特別地域加算」の対象地域（＊）を基本とし、人口減少など各地域の実情を踏まえて更に広げることを提案しました。国が考え方を示し、市町村の意見も考慮して都道府県が対象地域を定める方式を、決め方の一案として提示しています。

*離島や過疎地、豪雪地、辺地など、「離島等相当サービス」の対象地域とほぼ同じ。

◆過疎地の訪問介護に包括報酬を導入 厚生労働省案

あわせて、厚生労働省は審議会で、中山間・人口減少地域の訪問介護に限った措置として、事業所が出来高報酬と定額報酬（包括評価）を選択できる新たな仕組みの創設も提案しました。

中山間・人口減少地域の経営環境の厳しさを考慮しました。ニーズの縮小や季節ごとの繁閑の激しさ、利用者の急なキャンセル、移動の負担などで安定した事業運営が難しく、サービス基盤の維持が大きな課題となっています。

現行の出来高報酬は、サービス提供の回数や時間に応じて収入が決まる仕組みです。事業者の納得感が得られやすく、利用頻度の低い高齢者は負担が軽くなるというメリットもあります。

一方で、収入が利用状況に左右されるため経営が不安定化しがちです。移動時間が長く、1日の訪問回数が限られる地域では、急なキャンセルによる機会損失の影響も大きくなります。

これに対し、厚生労働省が新たに導入を検討する包括評価は、月単位で定額報酬を確保できる点が特徴です。利用者数などに応じて収入の見込みが立つため、予見性の高い安定的な経営がしやすくなります。利用頻度の低い利用者も受け入れやすくなります。

ただ、会合では委員から、「1回当たりの料金が上がることもある。利用者にとって不利」「訪問回数が限られるなど、十分なサービスが保証されない恐れがある」といった懸念の声もあがりました。厚生労働省は今後、こうした指摘も踏まえて包括評価の具体的な制度設計を進める方針です。

◆ 介護保険に給付に代わる新事業を創設 厚生労働省案

また、今回の審議会で厚生労働省は、介護保険制度に中山間・人口減少地域での運用を想定した新たな事業を創設することも提案しました。

地域の介護ニーズが縮小し、既存の仕組みだけでは各サービスの体制維持が難しくなっている現状を踏まえた対応です。

厚生労働省は会合の中で、「市町村が地域の実情に応じて、介護サービスを、給付に代わる新類型の事業として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けることが考えられないか」と説明しました。

新類型の事業は、従来の利用者ごとの出来高払いではなく、市町村がサービス提供の対価として事業者に委託費を支払う仕組みです。市町村内に十分な事業所が存在

しない場合は、周囲の市町村の事業所に委託すること、複数のサービス類型を組み合わせて委託することも想定されています。

利用者数の増減などに経営が左右されにくいことが特徴です。事業者にとって収入の予見性が高まり、サービス提供の安定化につながる効果が期待されています。

厚生労働省は会合で、利用者の確保が難しい中山間・人口減少地域では単独のサービス運営が難しく、提供体制の維持に課題を抱えるケースが多いと指摘。地域で必要なサービスを確実に提供していく方策として、こうした新類型の事業の検討を位置付けました。

ディスカッションの中では委員から、「地域によっては相当な委託費を支払わないと採算がとれない。市町村の財源確保が課題」「市町村が事業者に“丸投げ”となるぬよう、モニタリングなどの枠組みが必要」「介護保険財源を用いる以上、対象地域内外に納得される仕組みが重要」といった意見があがりました。

厚生労働省は今後、こうした声も踏まえて、新類型の事業の制度設計をめぐる議論を深める方針です。

◆ 小林副会長「新たなシャドウワークが生まれないように」

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「中山間・人口減少地域について、厚生労働省が示したようなサービス提供のより柔軟な枠組みを考えることに賛同する」と表明しました。続けて、人員配置基準の弾力化など具体策を考えるためにあって、「居宅介護支援についても、人口減少地域でケアマネジャーがいない問題、移動距離が長くなる問題がある。訪問介護などとあわせて、居宅介護支援のあり方も共に検討していただきたい」と要請しました。

また、介護保険制度に新類型の事業を創設する案について、「中山間・人口減少地域の選択肢が増えることは、利用者が住み慣れた地域で暮らしていくためにもありがたいこと。介護支援専門員のシャドウワークの負担軽減にもつながり得ることとして注視している」と述べました。そのうえで、「新類型の事業の中で、介護支援専門員がケアマネジメントを行う仕組みについても検討すべき。市町村が地域の特性に応じてサービスを創出できるよう、介護支援専門員が参画し、高齢者の生活の実情や介護現場の実態を反映できる仕組みも必要」と呼びかけました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63050.html

◆————◆
【2】最近の介護保険最新情報
◆————◆

□介護保険最新情報 vol.1421

令和7年度 介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会 開催のご案内

<https://www.jcma.or.jp/?p=896661>

◆————◆
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆————◆

□第19回日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会

<https://www.jcma.or.jp/?p=787043>

スペシャルスポンサー

パラマウントベッド株式会社 <https://www.paramount.co.jp/>

株式会社最中屋 <https://monakaya.com/>

◆————◆
【広告】シンポジウム「身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか」
(未来へのふくし航路)
◆————◆

日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY では、本学の教員を軸に各分野の有識者をシンポジストとして迎え、“この場でしか聞けない”ふくしをめぐる今日的なアジェンダを取り上げたシンポジウムを開催します。

今回のテーマは「身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか」

本シンポジウムは月に1回、平日の夜に開催されますので、仕事終わりの学びとし

てぜひご活用ください！各分野にご関心のある方のご参加をお待ちしています。

<第2回：9月30日（火）18:30~20:00>

「身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか」

シンポジスト：

藤森 克彦（日本福祉大学 福祉経営学部 教授）

奥田 知志（日本福祉大学 客員教授 / 日本伴走型支援協会 共同代表・理事）

芝田 淳（NPO 法人やどかりプラス 理事長）

https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/academy/scs_tokyo/

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
